

総合教育会議会議録

会議の名称	第3回 総合教育会議
開催日時	平成 28 年 4 月 27 日 (水) 午後 3 時 30 分開会 ・ 午後 4 時 30 分開会
開催場所	上三川町庁舎 4 階 各種委員会室
議長 (委員長・ 会長等) の氏名	町長 星野 光利
出席者 (委員等) の 氏名・出席者数	星野光利 町長 石戸照子 教育委員長 櫻井定一 教育委員長職務代理者 清水智生 教育委員 吉田由美 教育委員 森田良司 教育長 出席者 6 名
欠席者 (委員等) の 氏名・欠席者数	欠席者 0 名
事務局職員等出席者 の職・氏名	総務課長 田中 文雄 総務課長補佐 海老原昌幸 総務課秘書庶務係長 河井 信人 企画課副主幹兼政策調整係長 佐藤 史久 教育総務課長 枝 淑子 生涯学習課長 星野 光弘 教育総務課主幹兼指導主事 増渕 忍 教育総務課長補佐 沖杉 孝夫
会議次第	議 事 (1) 町づくりの新たな指針について (2) 学校教育の方針について その他
配布資料	議事 (1) に関する資料 議事 (2) に関する資料

発 言 内 容

【町長】 定刻より少し早いのですが、ただ今から、会議の主宰者ということで私のほうで進めさせていただきます。総合教育会議は、地域の教育の課題やあるべき姿を首長部局と共有して相互に連携して教育行政を推進していくため、昨年設置をされて、昨年は2回会議を開催しまして、上三川町の教育の大綱を策定したところでございます。本日は、本町のまちづくりの新たな指針として策定をしました第7次総合計画について、まちの目指す将来像や、その実現を図る基本目標を示すとともに、あわせて上三川町の学校教育の方針についてもご覧いただきながら、上三川町の教育のさらなる充実に向けて活発な意見交換ができますよう、よろしくお願いいたします。

早速会議に入らせていただきます。議事の1番、「まちづくりの新たな指針について」でございませう。本年度から開始します上三川町第7次総合計画について、担当課から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

【企画課 佐藤係長】 企画課の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。お手元に、上三川町第7次総合計画の概要版があるかと思いますが、お開きください。まず、第7次総合計画の策定につきましては、教育委員長にも策定懇談会の委員としまして参加いただき、誠にありがとうございました。まず、総合計画とはどのようなものかと申しますと、自治体が策定するすべての計画の基本となるもので、行政運営の総合的な指針となるものでございませう。構成といたしましては、総合計画は基本構想、基本計画、実施計画と3層構造になってございませう。基本構想については計画期間が10年間、基本計画については計画期間が5カ年ということで、基本構想の10年を、前期と後期5カ年ごと二つに分けて計画するものでございませう。さらにその下に実施計画がございまして、実施計画については2カ年のローリングで毎年見直しをかけていくという計画になってございませう。

お手元の資料を広げていただいた1ページ目と2ページ目、一番上の基本構想、10年間のまちの計画ということになってございませう。まず、まちの将来像といたしましては、3つの基本理念を設定させていただいてございませう。1つ目といたしましては、「安心・安全のまちづくり」でございませう。子どもを産み、育てやすい環境、子どもたちが健やかに成長し学習できる環境、高齢者をはじめとする誰もがいきいきと暮らし続けることができる環境を整えるとともに、のどかな自然、田園環境の中で利便性や快適性に優れた定住環

境の充実や災害対策等の強化が図られた安心・安全のまちづくりを進めていくものでございます。

2つ目といたしまして、「活力・交流のまちづくり」でございます。広域交通基盤を有する立地特性を生かしまして、近隣住民の就業の場として、本町を象徴する自動車工業をはじめとした工業や、首都圏などの大市場に近接する立地条件及び本町の風土を生かした特色のある農業など、産業の集積を図るとともに、多くの人々が集い、地域間や世代間などのさまざまな活動が活発に展開される活力・交流のまちづくりを進めていくものでございます。

3つ目といたしまして、「協働・自立のまちづくり」でございます。本町を取り巻く環境の変化を捉え、地方分権の拡大等にもなう自治体独自の判断による施策を的確に実施するとともに、持続可能な行政サービスの推進に向け、行政と本町を支える町民、団体、企業などが連携するまちづくり体制の強化や、継続的な行財政改革の取り組みによる協働・自立のまちづくりを進めていくものでございます。

この基本理念を踏まえまして、行政、町民が一体となり、この先10年のまちづくりに取り組んでいくための目標といたしまして、「共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち上三川」という将来像を設定いたしまして、目標に向けて各種施策に取り組んでいくものでございます。「共に創る」とは、本町の活発なまちづくり活動の主体として活躍する、さまざまなコミュニティやボランティア団体等との交流・連携を深めまして、継続的な取り組みを相互に支えながら実施していくことで、行政と町民が共に考え、共に行動する、協働と参画のまちづくり環境が形成されるものでございます。

「次代に輝く」とは、本町の持続的な成長を図るための布石といたしまして、これまでの豊かさを支えてきました自然や産業、住環境など、地域の宝ともいえるさまざまな資源を磨き上げることで、まちづくりの効果が次世代において発現し、いつまでも住み続けることのできる魅力にあふれた環境が形成されることでございます。

「安心・活力のまち」とは、定住の場、就業の場としての本町の性質を基本としつつ、人口減少の抑制や町民の暮らしに対する満足度の向上が図られるよう、高齢化への対応や子育ての支援、災害対策、しごとの場の確保などに取り組むことで、誰もが安心して暮らすことのできる活力に満ちた環境が形成されることでございます。

そこで、このまちの将来像を実現するために、基本目標というものを定めました。それが2ページ目でございます。基本目標は、まちづくりの方向性といたしまして8つ定めて

ございます。1つ目といたしまして「安心安全・定住のまちづくり」、2つ目といたしまして「子ども・健康・福祉のまちづくり」、3つ目といたしまして「産業・しごと・活力のまちづくり」、4つ目といたしまして「交通・交流・連携のまちづくり」、5つ目といたしまして「人・文化・スポーツのまちづくり」、6つ目といたしまして「自然・環境のまちづくり」、7つ目といたしまして「コミュニティ・地域力のまちづくり」、8つ目といたしまして「協働・健全財政のまちづくり」、というものを基本目標として定めてございます。

続きまして計画人口の枠組みでございます。本町の人口につきましては、平成20年度をピークに減少傾向に転じまして、このまま何も手を打たなければ平成37年には約2万9,300人、平成72年には約1万8,900人にまで減少すると推計されてございます。本計画におきましては、各種施策を実施することにより、計画期間が終了する10年後の平成37年の人口を、先ほど申しました2万9,300人から上積みをして、3万500人と設定いたしました。

次ページをお開きください。見開きになりまして3ページから6ページまでございますが、こちらが、平成28年から32年までの5カ年の計画でございます。1つ目といたしまして重点項目の設定がございまして、重点項目につきましては、6つ設定してございます。1つ目といたしまして「安心安全な環境の充実」、2つ目といたしまして「定住を促す環境の充実」、3つ目といたしまして「子育て・教育環境の充実」、4つ目といたしまして「健康・福祉の環境の充実」、5つ目といたしまして「産業環境の充実」、6つ目といたしまして「協働体制の充実」、この6つが重点項目として設定されており、こちらの6つにつきましては、地方版総合戦略を推進していく上で総合計画、基本計画の中で一体となって進めていく重点目標となっております。

2つ目、4ページから6ページ目、基本計画でございます。基本構想で定めました8つの基本目標それぞれに対しまして、基本計画の中で具体的に施策の中身を設定してございます。基本目標の1つ目「安心安全・定住のまちづくり」につきましては、施策項目といたしまして6つ設定してございます。「消防・防災体制の充実」、「交通安全、防犯体制の充実」、「調和の取れた土地利用の推進」、「市街地の整備、住宅施策の充実」、「上下水道の整備」でございます。基本目標の2つ目「子ども・健康・福祉のまちづくり」につきましては、施策項目といたしまして6つ設定してございます。「子育て支援の充実」、「学校教育の充実」、「社会福祉体制の充実」、「高齢者支援の充実」、「障がい者支援の充実」、「健康づくり・医療体制の充実」でございます。

5 ページに移りまして基本目標の3つ目「産業・しごと・活力のまちづくり」につきましては、4つの施策項目を設定してございます。「農業の振興」、「商業の振興」、「工業の振興」、「消費者対策の充実」でございます。

基本目標の4つ目「交通・交流・連携のまちづくり」につきましては、3つの施策項目を設定してございます。「道路・交通網の整備」、「国際化、地域間交流の推進」、「観光・レクリエーションの振興」でございます。

基本目標の5つ目「人・文化・スポーツのまちづくり」につきましては、4つの施策項目を設定してございます。「生涯学習の充実」、「青少年の健全育成」、「芸術・文化の振興」、「スポーツの振興」でございます。

6 ページに移りまして基本目標の6つ目「自然・環境のまちづくり」につきましては、3つの施策項目を設定してございます。「公園・緑地・水辺空間の整備」、「環境衛生の充実」、「環境景観の保全と創造」でございます。

基本目標の7つ目「コミュニティ・地域力のまちづくり」につきましては、3つの施策項目を設定してございます。「コミュニティ活動の推進」、「男女共同参画社会の形成」、「人権尊重社会の実現」でございます。

基本目標の8つ目「協働・健全財政のまちづくり」につきましては、3つの施策項目を設定してございます。「町民と行政との協働体制の確立」、「情報ネットワークの推進」、「自立した自治体経営の確立」でございます。

基本目標の中に施策項目が設定されており、その下にあります黒まるが単位施策として強化していくということでございます。この下には実質的な成果指標等が設定されており、その成果指標を目指して推進していくものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

【町長】 説明が終わりました。質問をお受けいたします。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【石戸委員長】 基本目標7に、コミュニティ活動の推進ということがありまして、コミュニティセンターが、本郷地区と上三川地区にはないということがここ何年も続いています。これをつくっていこうという計画は具体的にはございませんか。

【町長】 コミュニティセンターのことですか。

【石戸委員長】 はい、コミュニティセンターのことです。

【総務課 田中課長】 総務課の田中と申します。よろしく申し上げます。コミュニテ

ィセンターにつきましては、小学校単位でコミュニティ協議会をつくっていただいて、その組織ができ上がったところに活動する施設としてコミュニティセンターの建設を行っております。現在5カ所につきましては、もう活動団体ができていまして、施設も整っています。現在できていないのが本郷小地区と上三川小地区でございます。本郷小地区につきましては、活動団体の設立は済んでいまして、今後コミュニティセンターの建設等について協議していくことになっております。上三川小地区につきましては、その団体の構成となる、基本は自治会ですが、数も多くいろいろな考えの方がいらっしゃることから、まだコミュニティ協議会の設立の必要性を感じていないという方が多く、そのような動きがないというのが実情でございます。町では順次、地元に入って説明は進めていますが、上三川小地区については今しばらく説明を要するのかなと感じております。以上です。

【町長】 よろしいですか。

【石戸委員長】 はい、ありがとうございます。

【町長】 他にございますでしょうか。はい。

【櫻井職務代理】 計画人口の枠組みというところで、平成37年に3万500人ですか、そういう枠組みを設定してありますが、このときの人口ピラミッドといいますか、年齢的にどの辺のところが大きくなるか、そういったものは想定してありますか。

【企画課 佐藤係長】 総人口3万500人に対しまして、65歳以上が8,300人、15歳から64歳が1万8,700人、0歳から14歳が3,500人という推計となっております。

【町長】 図になったものがあったと思います。後でコピーして差し上げてください。

【企画課 佐藤係長】 はい、わかりました。

【町長】 人口ピラミッドの図がありますから、それを後でコピーして皆さんにお渡しします。

【櫻井職務代理】 お願いします。

【町長】 他にございますでしょうか。何でもどうぞ。

【石戸委員長】 予防接種ですけれども、インフルエンザとかは、昔は学校とかでやっていたような気がしますが、ある市で、幼稚園単位で予防接種をしているということを知りました。上三川ではそういうことは今は考えていらっしゃるのでしょうか。

【町長】 予防接種は、担当がいないので私のほうでお話しさせていただきますが、今年度から「ロタウイルス」と「おたふくかぜ」の予防接種を、追加して始めました。イン

フルエンザについては、実施している自治体もありますが、A型、B型とか、予想してもそれが外れてしまうことがあることなどから、町としては今のところ、まだ助成はしていません。A型が今年は流行るだろうという予想でA型を実施しても、実際はB型にかかってしまうとか、そういうことがあるので、なかなか確実な成果が期待できません。そんなこともあって、インフルエンザについては、担当の健康課で研究中だと思います。ただ、確実に効果があらわれるであろう、「ロタウイルス」と「おたふくかぜ」は今年度から助成を始めました。

【石戸委員長】 わかりました、ありがとうございます。

【町長】 ほかにどうぞ。

【吉田委員】 子育て支援の充実のところ、子どもが健やかに育つための環境の整備とありますが、健やかに育つための環境とは、どういったことでしょうか。

【企画課 佐藤係長】 子育て支援の充実の中の子どもが健やかに育つための環境という部分ですが、次代を担う人づくりとして、中・高校生を対象とした福祉体験学習や保健学習の実施、家庭や地域の教育力の向上として、親に対する講座の開催、子どもの権利を守るまちづくりの推進として、人権カレッジの開催などによる環境の整備でございます。

【吉田委員】 ありがとうございます。

【石戸委員長】 関連しているかもしれませんが、学童保育ですけれども、ある地区では、もうぎゅうぎゅう詰めでもとても大変だという意見を、ここ何年か聞いていますが、全然改善されていないということで、その辺はいかがなものでしょうか。施設を広げるとか。指導員を増やすとか、そういうことは具体的に何か計画を立てていることはないでしょうか。

【総務課 田中課長】 学童保育は、福祉課所管の事業なので、細部についてはご説明できませんが、基本的に学童保育はその学校の保護者で団体をつくっていただいているのが中心になります。町で指導員を探すということではなくて、保護者のほうで学童保育のための団体をつくっていただいて、指導員を雇って運営していただいています。町からは、その運営に関する補助金を出しているという形態でございます。当然、指導員の募集などは町も協力しまして、広報やインターネットに掲載してございますが、町でこの人を指導員というようなことではない状況です。

当然、学童によっては、人数が増えて手狭というお話も聞いていますが、町の方針で、以前は小学校3、4年生までが学童保育の対象だったものを、小学校6年生までというこ

とを優先しましたので、それが実現できた後に、人数の多いところについては団体のほうで2つの団体になるのか、それとも1つの団体のままと広い場所を確保するのか、の検討になるかと思います。以上です。

【石戸委員長】 はい、わかりました。ありがとうございます。

【町長】 何かございますでしょうか。

【教育長】 よろしいでしょうか。学校教育の充実ということで、学校設備の整備などについては耐震工事等、町でも最優先課題ということで整備していただいています。今回、上三川小の体育館の新築が完了すれば、耐震化100%達成ということで、非常にご理解をいただいておりますと感謝しているところです。今後さらにさまざまな施設、設備等の老朽化等も出てきたり、維持管理等にも費用等を要することが出てくるかと思っております。耐震、大規模等が終了した今後について、さらに老朽化に伴う修繕等もおおいに出てくるかと思っております。その辺の対応について、お考えをお聞かせいただければありがたいと思っております。

【町長】 今、教育長がおっしゃったように、小中学校の耐震補強、大規模改修工事は全て完了しました。残されたのが上三川小学校の体育館ということで、今年いっぱい完成する予定です。

今後の老朽化等への対応についてですが、教育総務課にあった施設を担当する係に建築の技術者がいましたが、建築課という新しい課を4月から設置して、一元管理をすることにしました。町全体として、町の公共施設全部の長寿命化をも含めた、今後どのように対応していくか、庁舎もそうですし、教育施設以外の上下水道、橋梁なども含めたインフラを含めて町の施設の長寿命化を考えていかななくてはなりません。そういったところを、今検討に入っています。その中で実際に費用がかかってくるものですから、今後、どれくらい費用が必要なのか、それだけの予算を用立てすることができるのか、できないのかといったことを多角的に検討する必要があります。そういったところをこれから研究し、優先順位を決めて、早急に対応しなければならないものは早急に対応します。学校については、子どもたちが日中そこで生活をしているので、子どもたちに危険が及ばないような対応は当然とっていきますが、ただ、全体的な枠組みの中で、他のインフラの整備、維持管理も研究していかなければなりません。今ちょうど計画をつくっているところなので、その計画の中に織り込んでいきたいと思っております。

大規模改修工事をしましたので、急激に傷むということはないと思っておりますが、全部を建

て替えたわけではなく、改修工事をしたということですから、使用しているうちに今後、学校施設の中でこういった不安要因が出てきた場合には、優先順位を決めて対応していきたいと思います。

【教育長】 ありがとうございます。関連質問ということで、小中学校のエアコンの整備、あるいはICT教育というようなことで教育機器の整備等についてさまざまな費用がかかるところではあります。何度かいろいろな機会に町長のお考えなどが話されてはおりますけれども、基本的な、特にエアコンの整備とICT、タブレットなどの導入も、これからはやはり求められている課題ではあります。とは言っても、それらを一斉にというのは厳しいことも理解しているところです。基本的な町長のお考えなどを改めて聞かせていただければありがたいと思います。

【町長】 エアコンについては、やります。ただ、かなりの費用がかかるので、それを例えば1年に1校だけやって10年間かけてやるのか、そうしたら順番はどうするのか、なかなかそこは難しいところなので、小学校と中学校に分けて、少しお金をためて、やるときは一気にやるつもりです。今、この時点でいつどこをやりますとか、そこまでの計画はまだできあがっていませんが、家に帰るとエアコンがある部屋というか、家の中でずっといる子どもが、毎年夏場の35度を超えるような環境の中で、耐えられなくて熱中症で大きな病気になってしまうということにならないようにしたいと思います。エアコンを整備したほかの自治体の首長さんに聞くと、教室から出なくなってしまうと、体力の低下とかを懸念する声も聞こえます。エアコンは整備しますが、私のほうからは、教育委員会の皆様には、エアコンを上手に活用してもらおうと考えていただきたいと思います。間違いなくエアコンは整備していきます。小中学校どちらもです。先ほどの繰り返しになりますが、時期はいつとは言えませんが、順番をつけるわけにはいかないもので、一校ずつではなく、できれば一気に進めていきたいと思っています。

タブレット等の機器の導入についても、皆さんとお話をさせていただきたいと思っています。相当な費用がかかるので、国の地方創生絡みとか、自由度の高い補助金とか助成金とかがあるときに、タブレット等の導入に活用できればと思います。町としてもアンテナを張っているところです。このところの国の予算の付け方というのは年度末に助成金を出すから何かないかと言ってくるが多々あります。当初の予定にはなかった場合でも、そこでタブレット整備などの手を挙げて、それが認められるとなれば実施計画にはなくても購入することが可能かもしれません。そういうときには教育委員会のほうの対応もお願いした

いと思います。努力はしていきます。

【教育長】 ありがとうございます。教育委員会のほうでも、タブレットの導入についての準備段階に入っていきたいと思います。そのために、教員の先進校視察研修などは今年度も計画の中に織り込んでいるところで、それらの準備も進めていきたいと思います。ありがとうございました。

【町長】 ほかに、ございますか。ないようですので、議事の1番はここで閉じさせていただき、次に上三川町の学校教育の方針について、事務局より説明をお願いします。

【増淵主幹兼指導主事】 教育総務課の増淵です。私のほうから学校教育の方針のご説明をさせていただきます。では、座って説明をさせていただきます。

それでは、平成28年から30年の3カ年の学校教育の方針についてご説明をさせていただきます。まず、方針の策定に至るまでの、ご説明をさせていただきます。教育目標等管理研修会といった研修会を開催いたしまして、明治中学校の入内澤校長先生が委員長となりまして、校長会、教頭会、教務主任会からのご協力をいただきまして、昨年度より改定案の作成を進め、完成に至りました。

この学校教育の方針の改定に至る方向性の1点目としまして、今年度が次期学習指導要領の答申がなされる年度になります。また2点目としまして、栃木県の教育振興ビジョン第3期計画というものが、昨年度が最終年度となり、新しい教育振興計画が策定中であったこと、さらに3点目としまして、町においては教育大綱が策定されたところではありますが、第7次の総合計画がスタートするといったことで、ちょうどパブリックコメント中であったということから、改定作業は小改定のみにとどめることで進めてまいりました。

現在の予定では、次期の学習指導要領については小学校が平成32年度から、中学校が平成33年度から全面実施をするということが予定をされております。全面実施の前には移行期間という、数年間の猶予期間が設けられますので、それを含みますと次期学習指導要領の取組は若干早くなることが予定されております。したがって、こちらの方針については現行の学習指導要領と、次期の学習指導要領が融合するような形の方針というように策定をしたものでございます。

では、変更点等の要点についてのみ、絞ってご説明をさせていただきたいと考えております。では、まず1ページをお開きください。こちらは、上三川町の町民憲章になります。続きまして2ページに、これは、総論といたしまして上三川町の学校教育推進の方向を掲載させていただいております。学校教育の課題については、前回の改定との大きな変更点

はございません。中段にあります「生きる力の理念」とその育成についてですが、次期学習指導要領の中に、この「生きる力」というものがどのような形で掲載されるかが不透明でありましたが、文部科学省から、企画、特別部会の論点整理というものが出されまして、その中で「生きる力」の理念は継続するというのと、より実効化していくというようなことが明示されました。「生きる力」というのは、下から4行目にあります基礎的、基本的な知識、技能の確実な定着、それから次の学習意欲の向上、そして思考力、判断力、表現力などの育成、この3つからなる力というようなものになりますが、これをさらに実効化するという形になりますので、「理念とその育成」という形に変更点を加えさせていただきました。

3ページ目をお開きください。中段にあります、学校、家庭、地域、行政の連携といったところです。特に10行目にあります「また」のところから、保護者や地域住民の参画を得て、から4行の間、「人材の確保や活動の充実を図っていきます」、というところを新たに付け加えております。これは、文部科学省から出されている答申の中に、地域との関係性に重点を置いた学校を核とした取り組みというものがございます。栃木県においても地域連携教員が任命されたり、学校支援コーディネーターと呼ばれる方が任命されておりますので、この部分を改定して、新たに付け加えているところでございます。

次に4ページをお開きください。こちらは上三川町の学校像になります。この学校像については、以前からずっと踏襲しているものでございます。確認のために読ませていただきますが、心身ともに健康で実践力のある子どもを育成する学校。確かな学力と豊かな想像力を持つ子どもを育成する学校。豊かな心を持つ子どもを育成する学校。社会のために尽くせる子どもを育成する学校。これは知、徳、体の3つの徳目を含んでいる学校像になります。

次に5ページ、6ページをお開きください。こちらは学習指導要領、それから県の計画、また町の第7次総合計画と町の学校像の関連を図として示したものになっております。栃木県のほうが栃木県教育振興計画2020という新たな名称のほうで策定されておりますので、改定をさせていただきました。6ページの1番から9番までであるのが、学校教育の重点になっています。

では、7ページをお開きください。7ページから14ページにつきましては、指導の重点と方策等についての各論となります。文言等の修正は行いましたが、内容等が変わるような変更は、今回の改定では行っておりません。概要を説明させていただきますが、まず

1 番の「地域に開かれた特色ある学校づくりの推進、充実については、(2)の③、「地域連携教員や学校支援コーディネーターを中心とした」といった文言等が新しく修正を加えられているところになります。2 番の「教職員の資質の向上と研修の充実」につきましては、これは教職員の求められる姿、そういったものになっていきます。3 番の「現行の学習指導要領の趣旨を踏まえた指導、支援の充実」については、教科の指導にかかわる内容が1 番のところから掲載をしております。特に(2)の道徳(教育)の充実、(3)の小学校の外国語活動の推進については、次期学習指導要領の中の大きな改定点になりますので、この点については教職員の研修等の中で重点的に進めていく予定で考えております。

9 ページをお開きください。4 番の「児童、生徒指導の充実」につきましては、特に(1)の⑤、児童、生徒指導上の諸問題、いじめ、不登校、暴力行為、ネットトラブル等についての取り組み、未然防止や早期発見、早期対応の徹底といったところにも力を入れていきたいと考えております。5 番が「人権教育の充実」でございます。人権教育の充実については11ページの(3)、学校経営等を基盤とした望ましい集団づくりの推進、充実にかかわりがあるものになるかと思えます。

6 番としましては、「特別支援教育の推進、充実」ということで、(1)にあります特別支援コーディネーターといった役割の教職員がいます。こういった役割についても重点を当てて研修等を進めているところでございます。7 番としまして「健康、体力の増進と安全教育の充実」といったことで、1 番の体力の向上を図る指導の充実等において、①にあります計画的、継続的な体力づくりに取り組んでまいりたいと思えます。

12 ページになります。8 番の「学校図書館教育の推進、充実」を進めてまいります。また13 ページになりますが、こちらの9 番の「社会の変化に対応した教育の充実」につきましては、「不易と流行」の「流行」の部分に該当してくると思われませんが、特にキャリア教育の充実、また先ほど教育長の方からもお話がありました、(5)の情報教育の充実等についても、児童、生徒の興味関心の高い分野でございますので、力を入れてまいりたいと考えております。

以下15 ページから17 ページにつきましては、町教育委員会で作成をした資料で、資料1として「伸びよう 伸ばそう 上三川の子どもたち」、資料2としまして「上三川町いじめ撲滅子ども宣言」、また資料3としまして昨年度策定をしました「上三川町子どもスマホ・携帯ルール」でございます。こちらにつきましても、子どもたち、あるいは保護者の皆様に周知、徹底が図られまして、実際に具現化がなされるように啓発に努めてまいりたい

いと考えています。

なお、次期学習指導要領につきまして、この場をおかりしまして簡単にご説明をさせていただきますと、学び方の大転換というものが大きなポイントになるかと思えます。アクティブラーニングというような言葉をよく耳にするようなケースが出てきております。これは、学び方というものの変化が起きているという意味ですが、教職員はティーチャーということで、これまでは教えるということが授業の中心となっておりました。しかし、アクティブなラーニングになりますので、ラーニングは子どもたちが自ら学ぶ姿といったものになります。したがって、児童、生徒が主体的に、能動的に学ぶというのが次期学習指導要領の大きな変更点になると予想されます。教える授業から子どもたちが自ら学ぶ授業への大転換でありまして、教職員は子どもたちが意欲を持って学ぶ、そういう子どもたちを育成するということに主眼が置かれていくこととなります。より高度な教授力といったものになってくると考えているところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

【町長】 ありがとうございます。それでは説明が終わりましたので、皆さん、ご質問等あればお受けします。はい、どうぞ。

【石戸委員長】 4番の児童、生徒指導の充実というところで、⑤児童、生徒指導上の諸問題というところですが、これはもちろん学校のほうでも大事なことですけれども、やはり家庭でも大事なことだと思うのですが、家庭のほうの親御さんの関心は、いかがなものでしょうか。少し「ざっくり」としていると思いますが。

【増渕主幹兼指導主事】 私のほうでご回答させていただいてよろしいですか。やはり、ご家庭での問題というのは、いじめというものについては非常に関心が高いものなのかなと考えております。もちろん教職員も、特に注意を払っているところかと思えます。問題行動等調査といった中で、これは教育長からのご指示をいただいたところでもありますが、積極的にいじめを認知していこうというような姿勢で学校は取り組んでおりますので、認知件数は上三川町では増えているところになっていると思えますが、逆にそれだけ細かく見出しているところでございますので、早期発見、早期対応が図られるような方向性で努めていると考えております。うまく回答になっていないかもしれませんが、このような形でよろしいでしょうか。

【教育長】 補足させていただいてよろしいでしょうか。いじめの把握に努めるということで、いろいろな調査などでもいじめがゼロということは、「よくいじめを把握しきれて

いないのではないか」という基本的な考えが文科省のほうでもございます。「初期の段階で解決したからいいだろう」というような考えではなく、こういういじめがあった、こんなケースがあったというのを把握しておいて、児童、生徒の指導に活かしていくことが大切ではないかと思います。初期の段階で対応するという、そういうものも含めていじめ調査では数に反映されていますので、その辺のところの数の受けとめ方に皆さんのご理解も必要なのではないかと、そんなふうを考えております。数が増えたからいじめが蔓延しているということではなくて、小さいいじめも把握するように努力している結果ということ、そのような側面があることをご理解いただければありがたいと思っております。もちろん、通常のいじめへの対応というのは、これまで以上に取り組んでいるところです。そのようなことを確認いただければと思います。

【町長】 いじめに関して、増渕先生のご説明で、教育長の指示でそういった細かいところまで掘り起こすというお話をいただきましたけれども、私としては、非常にそこを高く評価したいと思います。数が一時的に上がったから、それは学校側の対応が悪いというのではなく、全部細かく見ていくといったところは絶対に必要なのではないかと思います。臭いものにふたをしてしまうような体質では、隠れたところにいじめがあると大きな問題を引き起こします。学校の中でも空振りはいいですけれども、見逃しは許しません。全ての業務においてです。見逃しをしてしまうと、そこにもしいじめられている子どもたちがいたとすると、後で大きなことになってしまいます。教育長の指示で学校の対応がそのようなことであれば、町長部局から見てもそういう対応は、的確な対応ではないかと私は思います。

ほかにありますか。

【櫻井職務代理】 児童、生徒指導の充実というところに該当するのかどうか、わかりませんが、育児放棄をしている親の把握と、その対策について、小学校に上がってから問題が出て、それが小学校3年生、6年生と大きくなるにしたがって、その問題解決も難しくなるということを聞きますが、小学校以前の育児放棄をされているような子どもたちの把握と、その対策は何かあるのでしょうか。

【増渕主幹兼指導主事】 よろしいですか。それでは、私のほうからご説明させていただきます。教育総務課は就学児という形になりますので、児童、生徒ということになりますが、やはりその前の段階からの引き継ぎということは、これは重要なことになっておりますので、福祉部門との情報交換を行っているところです。したがって、そういった

該当する案件等については福祉部門から情報をいただいております。また、そういったケースに該当するようなお子さん以外でも、特別支援にかかわるようなケース等については、福祉部門あるいは健康部門のほうの会議に指導主事等が出席をする、あるいはそういった保護者との交流を事前にさせていただく形で情報の把握に努めています。許される範囲にはなりますが、学校の教職員等につきましても、特別支援にかかわる者については、幼児期のほうから見られる範囲内で研修等の一環として、参加しておりますので、以前に比べますと情報をいただける、あるいは情報の引継ぎがなされるケースというのは増えてきているのではないかと考えております。以上でございます。

【町長】 ほかにございますか。よろしいですか。それではここで予定された議題は終了させていただきます。

— 了 —